旅行業者営業保証金規則及び旅行業協会弁済業務保証金規則の一部を改正する省令

（旅行業者営業保証金規則の一部改正）

第一条　旅行業者営業保証金規則（平成八年法務省運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（営業保証金についての権利の承継の届出） **第一条**　（略） 2　観光庁長官又は法第六十七条の規定により観光庁長官の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事（以下「行政庁」という。）は、前項の届出を受けたときは、届出書に受理の年月日を記載し、その一通を法第十六条第二項の規定により提出された営業保証金につき権利を承継した事実を証明する書面とともに、当該営業保証金を供託している供託所に送付しなければならない。 **第九条**　法第九条第七項の規定により営業保証金の取戻しをしようとする者は、同条第八項の規定により次に掲げる事項を公告しなければならない。 一　法第六条の四第一項の変更登録（以下「変更登録」という。）前の登録に係る法第四条第一項第一号及び第三号に掲げる事項並びに主たる営業所の名称及び所在地 二～五　（略） 2　法第二十条第三項の規定により営業保証金の取戻しをしようとする者は、同条第四項において準用する法第九条第八項の規定により次に掲げる事項を公告しなければならない。 一　法第二十条第一項の規定による登録の抹消前の登録に係る法第四条第一項第一号及び第三号に掲げる事項並びに主たる営業所の名称及び所在地 二～五　（略） 3　法第五十四条第一項の規定により営業保証金の取戻しをしようとする者は、同条第二項において準用する法第九条第八項の規定により次に掲げる事項を公告しなければならない。 一　登録に係る法第四条第一項第一号及び第三号に掲げる事項並びに主たる営業所の名称及び所在地 二～五　（略） 4～7　（略）	（営業保証金についての権利の承継の届出） **第一条**　（略） 2　観光庁長官又は法第二十四条の規定により観光庁長官の権限に属する事務を行うこととされた都道府県知事（以下「行政庁」という。）は、前項の届出を受けたときは、届出書に受理の年月日を記載し、その一通を法第十六条第二項の規定により提出された営業保証金につき権利を承継した事実を証明する書面とともに、当該営業保証金を供託している供託所に送付しなければならない。 **第九条**　法第九条第七項の規定により営業保証金の取戻しをしようとする者は、同条第八項の規定により次に掲げる事項を公告しなければならない。 一　法第六条の四第一項の変更登録（以下「変更登録」という。）前の登録に係る法第四条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項並びに主たる営業所の名称及び所在地 二～五　（略） 2　法第二十条第三項の規定により営業保証金の取戻しをしようとする者は、同条第四項において準用する法第九条第八項の規定により次に掲げる事項を公告しなければならない。 一　法第二十条第一項の規定による登録の抹消前の登録に係る法第四条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項並びに主たる営業所の名称及び所在地 二～五　（略） 3　法第二十二条の十五第一項の規定により営業保証金の取戻しをしようとする者は、同条第二項において準用する法第九条第八項の規定により次に掲げる事項を公告しなければならない。 一　登録に係る法第四条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項並びに主たる営業所の名称及び所在地 二～五　（略） 4～7　（略）
（旅行業協会弁済業務保証金規則の一部改正） **第二条**　旅行業協会弁済業務保証金規則（平成八年法務省運輸省令第二号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	
改正後	改正前
（弁済業務保証金の還付） **第一条**　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号。以下「法」という。）第四十八条第一項の権利（以下「権利」という。）の実行のため供託物の還付を受けようとする者が、供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）第二十四条第一項第一号の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、法第四十一条第二項に規定する旅行業協会（以下「旅行業協会」という。）であって当該供託物の払渡請求に係るものが旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第六十二条第三項の規定により法第四十八条第二項の認証（以下「認証」という。）をする旨を通知した書面、当該認証に係る旅行業協会の代表者の資格を証する書面及び登記所が作成した当該代表者の印鑑の証明書とする。	（弁済業務保証金の還付） **第一条**　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号。以下「法」という。）第二十二条の九第一項の権利（以下「権利」という。）の実行のため供託物の還付を受けようとする者が、供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）第二十四条第一項第一号の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、法第二十二条の二第二項に規定する旅行業協会（以下「旅行業協会」という。）であって当該供託物の払渡請求に係るものが旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第四十七条第三項の規定により法第二十二条の九第二項の認証（以下「認証」という。）をする旨を通知した書面、当該認証に係る旅行業協会の代表者の資格を証する書面及び登記所が作成した当該代表者の印鑑の証明書とする。